

東海道金谷宿お休み処トライアル・サウンディングの実施について

東海道金谷宿お休み処については、令和3年度に島田市東海道金谷宿お休み処条例及び同条例施行規則を廃止し、令和4年度から行政財産としての施設の位置づけで、社会実験等を行い、今後の施設の在り方や運用方法などを検証していくこととしています。

つきましては、施設の運用方針等の検証を行うため、次のとおり東海道金谷宿お休み処トライアル・サウンディングを実施します。

1 トライアル・サウンディング制度

トライアル・サウンディングは、市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

暫定利用後、課題などをフィードバックし、公共施設等の今後の活用方針に活かしていくため、市は、民間事業者が考える事業内容と公共施設等の相性や事業者の正式公募等に先立ち市場性の確認などを行い、民間事業者は、使い勝手、採算性、立地条件等を確認することを目的とします。

2 対象施設

- (1) 名称 東海道金谷宿お休み処
- (2) 住所 島田市金谷坂町 2482 番地の 1
- (3) 面積 敷地面積：2,869 m²、建物（木造、平屋、瓦葺）311.36 m²
- (4) 設置目的

市は、東海道金谷宿街道のまちづくり事業に基づき、地域文化の振興、伝承など市民の教育、文化活動の振興と観光客誘致を図るため、東海道金谷宿を訪れる人達が気軽に立ち寄り、休憩できる施設として東海道金谷宿お休み処を設置する。

※設置目的以外にも事業者からの自由な提案を広く募集し、実施に向けて事業者と事前相談や協議を行う。

3 実施期間

- (1) 受付期間
令和4年5月11日（水）から令和4年7月11日（月）まで
- (2) 実施期間
令和4年5月25日（水）から令和4年8月31日（水）まで

4 費用負担について

- (1) 応募、事業実施、撤収、報告までの利用に係る一切の経費は、利用者が負担する（事業実施に伴う法的等手続きに伴う費用などを含む）。

(2) 対象施設の使用料は、無料とする。

ただし、行政財産の目的外使用の場合は、使用料を徴収する場合がある。

5 対象者

トライアル・サウンディングの利用者は、利用に関する条件を実行する意思と能力（資格）を有する企業やNPO法人等の法人、公共的団体、法人格のない団体等、個人以外の者とする。

法人格を持たない団体である場合は、3人以上の構成員を持つこと。

6 スケジュール・流れ

①事前相談（利用開始2週間前まで）

↓

②利用申込（利用開始1週間前まで）・・・利用申込書ほか

↓

（事業内容に変更がある場合は、利用変更承認申請書を提出）

↓

③利用許可（市から利用許可書を送付）、事業実施

↓

④実績報告（事業終了後30日以内）・・・実績報告書

7 申し込み・連絡先

静岡県島田市 観光文化部 観光課 観光施設係

住所：〒427-8501 静岡県島田市中心1番の1

電話：0547-36-7394

メール：kankou@city.shimada.lg.jp



写真は、昨年度の施設の様子になります。